

(このページを見ながら専用サイトのご登録画面にお進みください)

1 【お手続きにあたり】画面
(下段：お子さまの情報を入力する画面)

● 加入者からみた続柄を選択する項目

① **「子」をご選択願います。**

加入者が父母ではない場合で、祖父母が加入者の場合は、【同居の親】をご選択願います。

● 父母、祖父母が加入者ではない場合は、【同居のその他親族】をご選択願います。

2 【補償の選択画面】

② 加入を検討する をクリック

3 補償の選択画面

① **【ご希望の加入プラン】**
をクリック

② 画面の下段の
確定する をクリック

4 お客様情報の入力画面」の下段

③ 学校名をご入力願います。

⑦ 卒業予定年は年度ではなく、
卒業する年をご入力願います。
(例：小学1年生 → 令和11年、
中学1年生 → 令和8年)




【5】[お客様情報入力画面]の下段

被保険者の扶養者を選択する項目

⑥ [父母]をご選択願います。

- 扶養者が父母ではない場合は、お子さまを扶養している方(祖父母等)をご選択願います。
- 扶養者が父母、祖父母ではない場合は、[その他]をご選択願います。

お客様情報の入力後、次は

【毎月の掛金】をお振替えする金融機関の口座情報登録画面にお進み願います。

金融機関の口座情報の登録が完了すれば、お手続きは完了です

ご加入いただきありがとうございます。お手続きの案内メールをお送りしました。
※ お手続きはまだ完了しておりません。
引き続き口座情報のお手続きをお願いいたします。

ご加入が完了して、届いた案内メールの案内に従っていただく場合がありますので、案内に従っていただくようにしてください。

口座情報はお手続きが完了した後に、こちらから変更はできません。
※ 万一に口座情報を変更する場合は、お手続きの案内メールよりログインをお願いします。

※ メールが届かない場合は、お手続きの案内メールでご連絡ください。

保険料口座情報の登録について

次へ進む >

①ご加入サイトのプラン選択画面の保険料の表示について

各プランの下には保険料が表示されておりますが全てのプランには制度維持費(80円)が付加されます。毎月口座から振替える掛金は、保険料+80円(制度維持費)となります。

お子さま1人につき、1回ずつご加入サイトよりご登録をお願いします。金融機関の口座登録についても、必ずお子さま1人につき1回ずつの登録が必要となります。ご注意ください。

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。 ※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト

自動セット

受付時間^{※1}
24時間365日

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関とご案内します。

※1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です
(予約受付は、24時間365日)。

予約制専門医相談

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みや、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーが対応します。

※2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。



転院・患者移送手配^{※2}

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊担架手置き等、一連の手配のしめこみを承ります。

電話介護相談	インターネット介護情報サービス	各種サービス優待紹介 ^{*2}
ケアマネジャー・社会福祉士・看護職員等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの質や特徴、介護施設等の所在地や認知症への対応方法などを、電話にて気軽に相談に応じます。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けたものも忘れチェックプログラム^{※1}をご利用いただけます。	情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度や、認知症に関するサービスや施設等について提供します。 www.kaignon.ne.jp www.kaignon.ne.jp	「家事代行」「食費宅配」「リフォーム」見守り・緊急通報システム^{※2}「福祉施設」有料老人ホーム・高齢者住宅など「バス利用」旅行・観光・温泉・スキー・ゴルフなど「その他」様々なサービスについて、利用条件でご利用いただける事業者をご紹介します。^{※3} お住まいの地域によってご利用いただけるサービス、優待を実施できるサービスもあります。

デイリーサポート

自動セット

法律・務務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間：いずれも土日祝日、年末年始を除く

- ・法律相談 午前10時～午後6時
- ・社会保険に関する相談 午前10時～午後6時
- ・税務相談 2時～午後4時
- ・暮らしの情報提供 午前10時～午後4時

0120-285-110

法律・務務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて「法律・務務」に関するご相談を24時間メールで受け付け、弁護士等の専門家からメールでご回答します。

【ホームページアドレス】www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consult/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

法律

税務

社会保険

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報、冠婚葬祭に関する情報、各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

社会保険に関する相談

公的な年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすくサポートで説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル		自動セクト	(対象となる補償) 弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合
受付時間: いずれも土日祝日、年末年始を除く		・いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス 午前10時～午後6時 0120-300-575	・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス 午前7時30分～午前9時30分 / 午後5時～午後10時 0120-106-670
いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス いじめや嫌がらせ等の被害に際する対応方法（加害者への損害賠償請求、弁護士などの文書送達等）について弁護士と電話で相談できます。 *※弁護士とのスケジュールの調整にて回答までに数日のかかる場合があります。 【対象となる相談内容】 以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。 ・いじめ、嫌がらせ ・痴漢 ・ストーカー行為 ・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害		痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス 痴漢に遭われたときや痴漢と間違えられたときに、駅でのホムカや駅員室などで、その場での対応方法をいつでも弁護士に電話で相談できます。なお、弁護士との接遇および事故現場への駆けつけを行うものではありません。 ※ ※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。 いじめや嫌がらせ等の被害に際する対応方法（加害者への損害賠償請求、弁護士などの文書送達等）については別途お問い合わせください。 *※事務所に関する精密な情報および職能における誇りなどによる精密な情報は別途提供です。 *いじめや嫌がらせ等の被害に際する対応方法は別紙に掲載されたご支援を行うためのもので、すべての特約保険料を保証しているものではありません。	

- ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者※1。ご相談※2の（以下サービス対象者といいます。）のうちのいずれの方にも日本国内で発生した身の回りの事柄（事業活動を除きます。）と、サービス対象者からの直接の相談に限りります。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。 ●各サービスは、東京海上日動動労組合または提携会社を通じて提供します。
- メディアアクセス、介護アシスタの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ケース内した医療機関で受診された場合の費用はお客様の自己負担となります。

※1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の事実を備える状態にある方を含みます。婚姻と異なるります。

※2 6歳未満の血縁または3歳未満の姻縁をいいます。

東京海上日動安心110番（事故受付センター）
 事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ
 ※事故の受付・ご相談のみ承ります。事故以外のお問合わせは下記取扱代理店までご連絡ください。
 
0120-720-110
 受付時間：24時間365日

● 制度に関するお問い合わせ先		
取扱代理店	株式会社セストインシュアランス 学校園安全サービス事業部 〒650-0034 神戸市中央区京町75-1 京町栄光ビル4階 TEL.078-332-1870 受付時間 9:00～17:30 土、日、祝日、年末年始を除く	制度引受幹事保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 (担当課) 関西公務金融部 神戸公務金融部 〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通7番 第2神港ビル TEL.078-333-7241 FAX.078-333-7206 受付時間 9:00～17:00 土、日、祝日、年末年始を除く

小・中学生をお持ちの保護者より、「子育て中の不安」や「子育て中に必要な補償」をお聞きして、「かたち」にしました！【子育て中のご家庭を応援する】プランです！

お子様が小・中学生になったら
『子育て応援プラン』をオススメします!!
(団体総合生活保険)

育英費用 重点補償型

子どもを残して、交通事故で重度の後遺障害を負ってしまった…。大地震や津波に巻き込まれて死亡してしまった…。残された子どもの養育費はどうしよう？

お任せください！

最高**2,500**万円を
お子さまの育英費用として
残せます！

子どもの
未来が
心配なら

よくケガや
病気を
するなら

ケガ・病気 総合補償型

ワンバクでケガする事が多くて…。運動部に入部したのでケガが心配…。突然の病気で入院が必要、いろいろとお金の事が心配…。

お任せください！

おケガや病気に対する
手厚い入院の補償
がついております！

乳幼児医療費助成制度やこども医療費助成制度などで自己負担がなくても、請求可能です！！



月掛金**1,030**円～で**充実の補償!!**

新規のお申込みはこちら
 加入申込の詳細は、2ページ、3ページをご参照ください。
 ※PCからの場合は、<https://best-ins.co.jp/kosodate/>
 兵庫県PTA協議会 子育て応援プラン

よりアクセスしてください。朝6:00～翌朝4:00がお手続可能時間となります。

申込締切日 2023年4月24日 午後5時までに登録

第1次締切日 2023年4月24日 午後5時までに登録

最初の月払い掛金の振替日 2023年6月27日 (毎月27日に月払の料金を振替いたしますが、27日が土日祝祭日の場合は翌営業日となります)

補償(保険)期間 2023年4月25日午前0時～2024年4月25日午後4時まで

申込締切日 毎月24日(24日までの申込で翌25日からの補償開始が可能です)

最初の月払い掛金の振替日 補償開始日(毎月25日)の翌々月の27日 (ご指定の補償開始日) 月25日午前0時～2024年4月25日午後4時

補償(保険)期間 補償開始日(毎月25日)の翌々月の27日 (ご指定の補償開始日) 月25日午前0時～2024年4月25日午後4時

プランによって補償項目が異なる場合がありますので、詳しくはプラン表をご確認願います。

割引率について：この1年プランで案内している保険商品の割合基礎である保険料(加入者数20名未満の団体における保険料)に対しての割出を示します。

適用される割引率は、前年度の加入者数、過去の損害率等に応じて決定します。次年度以降、割引率が変更となる場合がありますので予めご了承ください。

ステップ1 ご加入するプランを決めて、
4月24日までに【加入手続き専用サイトに進む！】

- ① 中面のプラン表の6つのプランよりご加入するプランを選択ください。
右の二次元コードより加入サイトへ進むことが可能です。
- ② 重要事項説明書、ご加入内容確認事項(意向確認事項)、補償概要を必ずご確認ください。
- ③ 中途加入について
4月24日までにお申し込みが間に合わなかった場合、9月末日まで中途加入が可能です。
- ④ Q&Aについて
「子育て応援プラン」に関するご質問やご不明な点は専用サイトのQ&Aをご確認願います。
※お問合せが重なる時間帯はお電話がつながりにくくなっております。是非Q&Aのサイトをご活用願います。

ステップ2 登録

- 1 扶養者と児童・生徒の情報を登録します。
- 2 口座情報を登録します。
 1. お手元にご登録をされる金融機関の通帳、またはキャッシュカードをご用意ください。
 2. 印鑑は不要です。（金融機関の登録されている印鑑は不要です。）

ご注意 JAバンク等一部、ご登録できない金融機関がございます。

ステップ3 登録完了

- ① 毎月の口座振替は27日を予定しております。(27日が土日祝祭日の場合は翌営業日となります。)
➡ 第一回目の口座振替は6月27日となります。
- ② 加入者証は5月中旬頃にご登録いただきましたご住所に郵送いたします。

- 2023年3月に小学校・中学校を卒業される方以外は補償が自動継続されるため、改めてのご加入のお手続きは不要です。ただし、兵庫県PTA協議会の会員でなくなった場合(私立学校や、兵庫県以外の学校などへ転校等)は当該制度への継続してのご加入はできなくなります。必ずご連絡をお願いいたします。
- 2022年度にご加入いただいた方の、最終の掛金引き落としは5月29日となります。
小学校・中学校を卒業されて、補償を継続されない場合でも、4月27日、5月29日の引き落としがされますので、ご了承ください。
- このパンフレットは団体総合生活保険の概要について紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず重要事項説明書をお読みください。ご不明点がある場合には取扱代理店までお問合せください。

お子様の「毎日」をお守りします！

待望の月払いプランが登場です。子育て応援プランは月払いなので、家計の負担を軽減！なのに補償は充実！！

① 育英費用補償

扶養者が万が一の事故や地震・津波などの自然災害で死亡や重度の後遺障害を負った際に、育英費用補償（一時金）全額をお支払いします。

こんな出費に備えることができます！！

中学校・高校入学時の費用	制服や体操服の購入費	部活動用品の購入費	パソコンや勉強机の購入費
大学受験費用	塾や予備校に通う費用	受験料	受験時の交費・宿泊費
大学でかかる費用	入学金	授業料	通学の交通費
1人暮らしをする場合の費用	マンションの敷金・礼金・家賃	家財の購入費用	毎日の食事代

扶養者であるお父さんが交通事故で重度の後遺障害を負ってしまった…

！ 高校3年間で約237万円、大学等で約716万円、合計で約953万円の教育費がかかります。
出典：株式会社日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果」(平成30年度)

③ 弁護士費用等補償

いじめ等のトラブルや、日常生活中に事故に巻き込まれた場合に、弁護士に委任する費用を補償します。弁護士を使い、SNSのサイト管理者に記事の削除を求めたり、情報を書き込んだ人物の特定等の開示請求もできます。また、いじめの再発を防止するための具体的な措置についても弁護士を介して協議できます。

- SNSやインターネットで誹謗中傷などを書きこまれた
- いじめにより子どもが不登校に became

④ 携行品補償

お子さまが家族旅行や学校の遠足などで偶然な事故によりご自身のカメラを壊したり、カバンを破損したなどの場合に、その修理費(時価額が限度)をお支払いします。



⑥ 被害事故補償

お子さまが通学途中にひき逃げにあい、下半身不随になってしまい後遺障害1級となった。



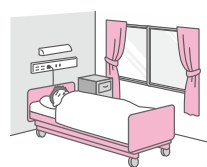
※ひき逃げにあっけい、相手が分からない場合、治療費や慰謝料等、必要な補償を受けることができません。

⑦ 病気の補償

お子さまが疾病により入院した場合にお支払いします。(ただし、入院が1日をこえて継続した場合に限ります。)

- 肺炎で7日間入院
- 新型コロナウイルス感染症で14日間入院

医療費助成制度等を利用して自己負担がなかったとしても、思わぬ出費がかかることがあります！！



差額ベッド代



付き添う保護者の収入減少



入院時のパジャマ代など雑費

② 個人賠償責任補償

近年、多発する自転車事故によって万が一お子さまが加害者になってしまった場合の損害賠償から、誤って他人の物を壊してしまったり、お友達にケガをさせてしまった場合等に補償します。(法律上の損害賠償責任が生じた場合に補償します。)

自転車に乗っていて、誤って歩行者にぶつかってケガをさせてしまった。



！ 小学5年男子児童の自転車衝突で母親に約9,520万円の賠償命令(神戸地裁判決)

学校から貸与されたタブレット端末を自宅学習中に誤って落としてしまい、液晶画面にひびが入ってしまった。



※時価額限度となります。

⑤ 傷害(ケガ)の補償

毎日の学校生活だけでなく、地域のクラブ活動や塾、習い事等、子どもたちのライフスタイルも多様化しています。学校が休みの日も含めて24時間補償します。

休み時間に足をひねって捻挫



家の中で転んで頭を打撲



部活動中に他の選手と接触してしまい、手を骨折



体育の授業中熱中症で倒れて入院



夏休みに花火をしていてやけど



※医療費助成などによる自己負担の有無にかかわらず、お支払いの対象となります。

よくあるご質問

Q. すでに加入していますが、新たに加入手続きが必要ですか？

A. 2023年3月に小学校・中学校を卒業される方以外は補償が自動で継続されるため、改めてのご加入のお手続きは不要です。

Q. 締切りを過ぎた後でも加入できますか？

A. 締切り終了後についても、9月末日までは加入を受け付けております！2次元コード、もしくはURLよりお申込みください。

Q. 放課後に遊んでいるときにケガをしました。ケガ・病気総合補償型の対象になりますか？

A. はい、大丈夫です！おケガの補償は24時間365日補償されているため、学校外でも全く問題ありません。

Q. 新型コロナウイルスに感染しました。補償されますか？

A. 特定感染症についているプランでは「⑤ 傷害(ケガ)の補償」の対象となります。※1 また、「⑦ 病気の補償」がっているプランもお支払いの対象となります。ただし、病院へ入院することが条件となります。 (ホテル療養や自宅療養は入院とみなされませんので、ご注意ください。)

Q. 兵庫県の自転車条例で加入が義務化されている「自転車損害賠償保険」の対象になっていますか？

A. TAプラン以外の全てのプランが兵庫県の自転車条例に対応しております！

※1 2022年12月現在、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項第3号に規定されていますので、補償対象となります。

補償(保険)期間

第1次締切日：2023年4月24日午後5時までに登録

2023年4月25日午前0時から2024年4月25日午後4時まで。毎月25日を補償開始日とする中途加入を随時受け付けています。

子どもの未来が心配なら 育英費用重点補償型

よくケガや病気をするなら ケガ・病気総合補償型

育英費用重点補償型			
毎月の掛け金	3,200円	2,150円	1,050円
プラン名	N3 プラン	N2 プラン	N1 プラン
① 育英費用補償	2,500万円	1,800万円	900万円
② 個人賠償責任補償	国内：無制限 国外 1 億円		
③ 弁護士費用等補償	300万円		
④ 携行品補償(免責 5,000円)	10万円		
⑤ 傷害(ケガ)の補償	死亡保険金	210万円	120万円
	後遺障害保険金	8.4～210万円	4.8～120万円
	入院保険金日額180日限度	3,800円	2,500円
	手術保険金	入院中 10 倍 入院中以外 5 倍	
	通院保険金日額90日限度	2,400円	1,200円
	熱中症補償	○	
	地震・噴火・津波補償(傷害補償・育英費用補償)	○	
⑦ 補病償気	特定感染症補償	○	—
	被害事故補償	500万円	200万円
⑧ 入院療養一時金補償	疾病入院医療補償 免責 1 日・60 日限度	3,800円	—
	疾病入院・手術医療補償	入院中 10 倍 入院中以外 5 倍	—

※上記の掛金には、制度運営費@80円が含まれております。 ※保険料は、職種級別Aの場合です。
※個人賠償責任補償における記録情報の補償は全プラン500万円が限度となっております。

を選択ください。

ケガ・病気総合補償型			
3,230円	2,130円	1,030円	
TC プラン	TB プラン	TA プラン	
500万円	500万円	500万円	
国内：無制限 国外 1 億円			—
300万円			—
10万円			
670万円	160万円	20万円	
26.8万円～670万円	6.4万円～160万円	0.8～20万円	
7,000円	4,500円	2,400円	
入院中 10 倍 入院中以外 5 倍			
3,500円	2,500円	1,400円	
○			
○			
○			
1,000万円	500万円	100万円	
6,500円	4,000円	2,000円	
入院中 10 倍 入院中以外 5 倍			
30万円	10万円	—	

主な補償内容のご案内

① 育英費用補償

扶養者の方がケガをし、事故の日から180日以内に死亡または重度の後遺障害を負った場合に補償します。

② 弁護士費用等補償(人格権侵害等)

お子さまやそのご家族が国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢^{※1}・ストーカー行為^{※2}・いじめ・嫌がらせ^{※2}等により精神的苦痛を被った場合^{※3}に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

※1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。
※2 職場でのいじめ・嫌がらせについては保険金をお支払いしません。
※3 警察へ提出した被害届や学校の相談窓口への届出等、その事実を客観的に証明できる場合にかぎります。

③ 個人賠償責任補償(示談交渉サービス付き)^{※1}

お子さまやそのご家族があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合等に補償します。^{※2}

※1 国内のみのサービスとなります。
※2 授業および部活動などの学校管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。また、自動車使用中(運転、ドアの開け閉め等を含みます。)やバイクの運転中の事故は補償の対象となりません。

④ 携行品補償

日本国内外を問わず、お子さまが自宅外で携行している身の回り品に、偶然な事故による損害が生じた場合、その損害額(時価額が限度)を補償します。

※ 自転車、携帯電話、眼鏡等一部対象外の物があります。

⑤ 傷害(ケガ)の補償

授業中の事故・交通事故・レジャー中の事故など、さまざまな事故によりお子さまがケガをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

※ 急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象になりません。

● 熱中症補償

お子さまが日射または熱射によって熱中症を発病した場合に補償します。

※ 補償の詳細については、加入手続き専用サイト内の補償の概要等でご確認ください。

⑥ 傷害(ケガ)の補償

● 地震・噴火・津波補償

地震もしくは噴火またはこれらによる津波により扶養者がケガをし、そのケガによる死亡・重度の後遺障害により扶養されなくなった場合に、育英費用補償特約の保険金をお支払いします。また、保険の対象となる方(お子様)が地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをした場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。

● 特定感染症補償

お子さまが補償期間内に法令で定める特定感染症(一類～三類感染症)を発病した場合に補償します。

※補償の詳細については加入手続き専用サイトの補償の概要等でご確認ください。

⑥ 被害事故補償

お子さまが犯罪行為またはひき逃げ事故の被害者となり、死亡または所定の後遺障害が生じた場合に補償します。

⑦ 病気の補償

お子さまが疾病により入院した場合に入院医療保険金をお支払いします(ただし、入院が1日をこえて継続した場合に限ります)。また、手術または放射線治療を行った場合、手術または放射線治療の内容に応じて手術医療保険金をお支払いします。

⑧ 入院療養一時金補償

お子さまが疾病により入院し、医師等から継続して60日以上入院が必要と診断された場合に、保険金をお支払いします。

他にも以下の補償がセットされています

● 細菌性食中毒等補償…全プランにセット

お子さまが摂取したものにより細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発病した場合に補償します。
※補償の詳細については、加入手続き専用サイト内の補償の概要等でご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、加入手続き専用サイトの「補償の概要等」をご確認ください。